

# 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年2月9日

全国健康保険協会岡山支部  
支部長 國定 剛

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名 健診関係チラシ印刷等業務委託
- (2) 調達数量 仕様書に記載
- (3) 調達概要 仕様書に記載
- (4) 納入期限 令和4年3月15日(火)10時00分
- (5) 納入場所 全国健康保険協会岡山支部が指定する場所
- (6) 見積競争方法 見積競争は委託作業に要する一切の諸経費を含めた総価とする。  
見積書を提出期限内に提出し、最低価格かつ予算の範囲内の価格であった見積書を提出した者を契約の相手方とする。  
落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事務所であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。  
見積書には、納入等に関する一切の諸経費を含めること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に該当しない者であること。
- (2) 平成31・令和2・3年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において、「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) プライバシーマークの取得およびISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を取得していること。
- (9) 委託業務を実施することができる施設可能な部屋等を確保でき、関係者以外の立ち入りを制限するなど個人情報保護のための措置が講じられていること。
- (10) 受託者は当該業務を第三者に請け負わせてはならないこと。
- (11) 緊急時に全国健康保険協会岡山支部の職員が早急に対応できるよう、岡山県内に委託業務の作業場所を有すること。なお、当職員が作業場所へ立ち入ることを可能とすること。
- (12) その他仕様書のとおり。

## 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出先及び仕様書の交付について問い合わせ先  
〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル8階  
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ  
電話 086-803-5781 担当 東山
- (2) 見積書提出期限  
日時：令和4年2月15日(火)12時00分
- (3) 見積書と同時に提出が必要な書類  
・厚生労働省競争参加資格の取得を証明する参加資格結果通知書(写)  
・プライバシーマークおよびISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証の写し

## 4. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会岡山支部宛提出すること。記載漏れ、押印漏れ、判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 最低価格かつ予算の範囲内の価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、見積書の提出が最も早かった業者に決定する。
- (4) 見積結果については、別途参加者に電話連絡する。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
  - （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - （6） 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
  - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。